

□

使 用 前 確 認 申 請 書

原子力発 第21099号
令和3年 5月24日

原子力規制委員会 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号
氏名 四

取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 四国電力株式会社 住所 高松市丸の内2番5号 代表者の氏名 取締役社長 長井 啓介 社長執行役員
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 伊方発電所 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3
申請に係る発電用原子炉施設の概要	伊方発電所第3号機 ・計測制御系統施設
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年 2月12日 原規規発第2102128号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	別紙のとおり
申請に係る発電用原子炉施設の使用的開始の予定時期	令和3年10月
原子炉本体に係る工事の場合であつて、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにはあっては、その使用の期間及び方法	—

(手数料 金 593,500円)

添付資料一 1 : 工事の工程に関する説明書

添付資料一 2 : 工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料一 3 : 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

別 紙

工事の工程

工事完了時の検査（表7※）

期日 自 令和 3年 8月 30日
至 令和 3年 10月

場所 伊方発電所

（愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3）

工事の工程

品質マネジメントシステムに係る検査（表9※）

期日 自 令和 3年 8月 30日
至 令和 3年 10月

場所 伊方発電所

（愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3）

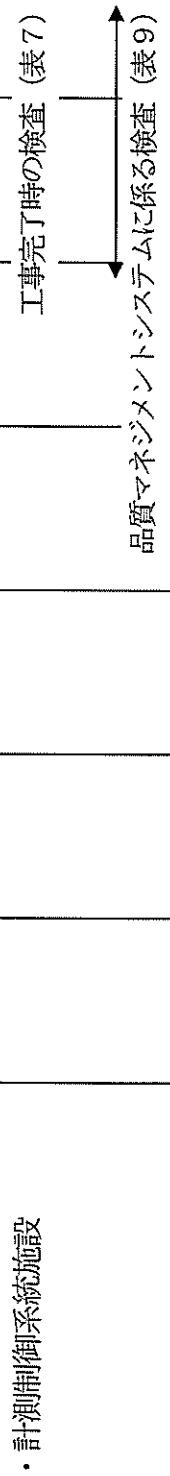
※：原規規発第2102128号で認可された設計及び工事計画変更認可申請書の工事の方法に記載する表を示す。

工事の工程に関する説明書

項目	令和3年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
年月							
・計測制御系系統施設							
(※1)							

(※1) 基本設計方針等の変更であり、工事を伴わないことから手続きの期間を示す。

→ 使用前事業者検査



添付資料一 2

工事の工程における放射線管理に関する説明書

当該確認場所は、非管理区域のため放射線管理はしていない。

以上

添付資料－3

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子力安全に及ぼす影響に応じて、下表に示すグレード分けの考え方従い品質重要度を分類し、管理を行う。

発電への 影響度区分	安全上の機能別重要度区分						
	クラス1*		クラス2*		クラス3*		その他
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1	A				B		
R2							
R3					C		

*：発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要度

R1：その故障により発電停止となる設備

R2：その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く）

R3：上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設の一覧を下表に示す。

施設区分／設備区分／機器区分	名称	グレードの区分		
		品質重要度分類		
		A	B	C